

(国民年金保険料の免除制度と納付猶予制度)

国民年金に加入する人の種類と保険料の払い方

国民年金に加入する人は、3つのグループに分かれています。

第1号被保険者は自ら保険料を納付する必要があるため、納付が難しい場合は、保険料の免除制度や納付猶予制度があります。

第1号被保険者

20歳以上60歳未満の自営業者、失業中のひと、学生、勤務先で厚生年金に加入していないパート、アルバイトなど

保険料の払い方

口座振替のほか、納付書を使ってコンビニなどで納付、クレジットカード納付など、納付方法を選択できます。平成28年度の保険料は月額16,260円。

第2号被保険者

原則として65歳未満の厚生年金加入者
※厚生年金の加入上限は70歳未満

保険料の払い方

給与・賞与額に応じて決定される厚生年金保険料が給与から天引きされ、会社負担分と合わせて会社が納付します。国民年金保険料を別途納付する必要はありません。

第3号被保険者

20歳以上60歳未満で、第2号被保険者に扶養されている配偶者(扶養の届け出が必要)

保険料の払い方

厚生年金制度全体で保険料を負担しているので、自ら保険料を納付する必要はありません。

免除・納付猶予の所得審査、承認の対象期間

		所得の審査対象				免除・納付猶予 対象期間
		本人	配偶者	世帯主	審査対象の所得	
納付猶予	学生納付特例	○	×	×	前年 ※1~6月に申請した場合は前々年の所得	4月~翌年3月
	学生以外の30歳未満~50歳未満へ拡大	○	○	×		7月~翌年6月
	申請免除	○	○	○		

*所得の審査は、退職時や災害を受けたときの特例があります。

*学生は、年齢に関係なく免除の申請はできません。学生納付特例のみ対象となります。

*学生以外の納付猶予制度は30歳未満が対象でしたが、平成28年7月より50歳未満へ拡大されました。

学生以外の納付猶予と免除の審査は、原則として下記の順番で行われます。※免除は、所得に応じた一部免除の制度があります。

- ①全額免除 → ②納付猶予 → ③3/4免除 → ④半額免除 → ⑤1/4免除

申請手続き、問い合わせ先、申請後

- 申請手続きや問い合わせは、市区町村役場の国民年金窓口や年金事務所など日本年金機構の相談先へ。学生納付特例は、在学している大学などが学生納付特例事務法人の指定を受けている場合は、申請を委託することも可能。
- 申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。却下通知書が届いた場合は、保険料を納付する必要があります。
- 保険料の納付期限は原則2年ですが、納付猶予や免除が承認された期間は、10年以内であれば保険料の納付が可能です(追納)。ただし、追納する場合は保険料に加算がつきます。

MEMO

納付猶予制度は平成37年6月まで

納付猶予は、将来の無年金・低年金を防止する目的の制度の一つになります。就職が困難、失業中などの理由で本人は免除対象の低所得であっても、収入のある親と同居していると免除対象となる場合に、納付を猶予することで納付機会を増やす制度です。正社員化の促進や短時間労働者の社会保険適用拡大など、さまざまな面から無年金・低年金防止対策が進められています。

横山 玲子
社会保険労務士
よこやま・れいこ
横山玲子社会保険労務士事務所代表
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor

独身で家族と同居中の方の保険料免除と納付猶予

ねんきん
相談力フェ

今月は、独身で家族と同居中の方の国民年金保険料の免除と納付猶予、平成28年7月から対象者が拡大される納付猶予についてご説明します。

答える人
先生
社会保険労務士

聞く人
健治(32歳)
(独身、求職中、両親と同居)

国民年金保険料の免除・納付猶予

国民年金保険料の納付が難しいときに利用できる制度として、「免除」と「納付猶予」があります。納付猶予は、「学生」と「30歳未満」の2種類があり、後者は7月から50歳未満へ適用が拡大されました。

免除・納付猶予制度のメリット

どちらも承認された期間は、老齢年金・障害年金・遺族年金を受けるために必要な期間に含まれるので、期間不足の心配がない。このうち、免除が承認された期間は、老齢年金の年金額に反映される(納付猶予は年金額への反映なし)。

免除・納付猶予の所得審査の対象

免除や納付猶予を申請すると所得審査がある(ただし、退職時や災害を受けたときは特例がある)。

審査対象は、次のとおり。

免除 ➡ 本人・配偶者・世帯主

納付猶予 ➡ 学生は本人の所得のみ、学生以外は本人・配偶者

健治 国民年金保険料の免除を申請したのですが、承認されませんでした。
先生 健治さんは両親と同居で、お父さんは仕事をされていましたよね?
健治 はい、定年前と同じように仕事をしていました。
先生 そうすると世帯主のお父さまの所得も免除の審査対象に含まれるので、承認されなかつたのでしょう。
健治 でも、学生時代に申請をしたときは、認められましたよ。
先生 学生が対象の場合は、世帯主の所得は審査の対象外で、免除ではなく納付期限を猶予する制度です。30歳未満

の納付猶予制度もありますが、健治さんは32歳なので、対象外です。
健治 世帯主の父の所得が審査対象とならない納付猶予の対象は、学生か30歳未満の人なんですね。親に国民年金保険料を払ってもらうわけにもいかないし、早く就職を決めたいです。
先生 30歳以上で独身、親御さんと同居の場合、親に収入があると免除が認められないことがありますので、今年7月に納付猶予の対象が50歳未満に拡大されましたよ。
健治 そななんですか? 今後のためには、親に収入があると免除が認められないことがありますので、今年7月に納付猶予の対象が50歳未満に拡大されることを詳しく知りたいです。
先生 では、ご説明しましょう。